

平成24年7月1日から 工場立地法に基づく 緑地面積率を緩和します

四国中央市では、工場の新増設や誘致を促進し、産業の振興及び雇用の創出を図るため、工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく地域準則(四国中央市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例)を制定し、緑地面積率等を緩和します。

内容

- (1) 都市計画法に基づく用途地域等に応じて、敷地面積に対する緑地・環境施設の割合(緑地面積率・環境施設面積率)を以下のとおり緩和します。

	工業専用・工業地域	準工業地域及び 市長が指定する区域
緑地面積率	5%以上	10%以上
環境施設面積率 (緑地面積率を含む)	10%以上	15%以上

◆市長が指定する区域は、都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域のうち、生活環境に及ぼす影響が少ない区域(余木工業団地、東部臨海工業団地、木の川工業団地)をいう。

- (2) 緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法

次の場合、設置が義務付けられている緑地面積の50%以内に限り、緑地として面積算入することができます。

- ア 建築物等の施設に設けられる屋上緑地等
イ 環境施設以外の施設と重複する緑地及び太陽光発電施設

- (3) 特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用

- ア 準工業地域又は工業地域・工業専用地域の敷地割合が最も高い場合には、その区域にかかる規定を全部適用します。
イ その他の区域の敷地面積が最も高いときには、当該敷地について本条例を適用しません。